

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 鳥獣保護区の存続期間の更新
 - 鳥獣保護区特別保護地区の指定
 - 特定猟具使用禁止区域の指定
 - 知事指定薬物の指定
 - 指定居室サービスの事業の廃止
- 【公告】
- 公共測量の実施
 - " "
 - " "
 - 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
 - 落札者等の決定

自然環境課

〃

〃

医薬安全課

指導監査室

監理課

〃

〃

建築指導課

警察本部会計課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五百二十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定により、平成二十五年岡山県告示第五百二十五号（鳥獣保護区の区域の表示の変更及び存続期間の更新）で告示した次の鳥獣保護区について次のとおり存続期間を更新した。

令和五年十月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 名称
三石深谷鳥獣保護区
- 二 区域
備前市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
- 三 存続期間
令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで
- 四 鳥獣保護区の保護に関する指針
次のとおりとする。
（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課及び同部東備地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 名称
古城山鳥獣保護区
- 二 区域
笠岡市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
- 三 存続期間
令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで
- 四 鳥獣保護区の保護に関する指針
次のとおりとする。
（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課及び同部井笠地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 名称
弥高山鳥獣保護区
- 二 区域
高梁市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
- 三 存続期間
令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで
- 四 鳥獣保護区の保護に関する指針
次のとおりとする。
（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課及び同部高梁地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 名称
高尾鳥獣保護区

- 二 区域
新見市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
 - 三 存続期間
令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで
 - 四 鳥獣保護区の保護に関する指針
次のとおりとする。
- （「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課及び同部新見地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 名称
千屋鳥獣保護区
 - 二 区域
新見市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
 - 三 存続期間
令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで
 - 四 鳥獣保護区の保護に関する指針
次のとおりとする。
- （「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課及び同部新見地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 名称
森林公園鳥獣保護区
 - 二 区域
鏡野町の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
 - 三 存続期間
令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで
 - 四 鳥獣保護区の保護に関する指針
次のとおりとする。
- （「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百二十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により、次の鳥獣保護区特別保護地区を指定した。

令和五年十月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 名称
高尾鳥獣保護区特別保護地区
- 二 区域
新見市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
- 三 面積
三七ヘクタール
- 四 存続期間
令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで
- 五 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針
次のとおりとする。
（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課及び同部新見地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 名称
森林公園鳥獣保護区特別保護地区
- 二 区域
鏡野町の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
- 三 面積
三〇〇ヘクタール
- 四 存続期間
令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで
- 五 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針
次のとおりとする。
（「別図」及び「次のとおり」は省略し、その書類を岡山県環境文化部自然環境課、岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百二十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和五年十月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 名称
連島特定猟具使用禁止区域（銃）
- 二 区域
倉敷市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
- 三 面積
六三五ヘクタール
- 四 存続期間
令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで
- 五 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

（「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課及び岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 名称
豊永・草間特定猟具使用禁止区域（銃）
- 二 区域
新見市の一部（別図に示す区域線に囲まれた区域）
- 三 面積
三九〇〇ヘクタール
- 四 存続期間
令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで
- 五 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

（「別図」は省略し、岡山県環境文化部自然環境課、岡山県備中県民局農林水産事業部森林企画課及び同部新見地域森林課に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百二十七号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和五年十月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 N―メチル―（三―メチルフェニル）プロパン―ニ―アミン（通称名三―MMA、三―Methylmethamphetamine）及びその塩類
- 2 ー（ベンゾ）「d」「一・三」ジオキソール―五―イル）―ニ―（シクロヘキシルアミノ）ブタン―一―オン（通称名N―Cyclohexylbutylone、Cycbutylone）及びその塩類
- 3 N―（一―アミノ―三・三―ジメチル―一―オキソブタン―ニ―イル）―（ペント―四―エン―一―イル）―一H―インダゾール―三―カルボキシアミド（通称名ADB―四―en―PINACA）及びその塩類

二 指定の理由

条例第二条第七号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

附 則

この告示は、令和五年十一月一日から施行する。

◎岡山県告示第五百二十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年十月三十一日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションあさがお

2 所在地

岡山県総社市中央六丁目一四番一〇一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人原田整形外科

2 所在地

岡山県総社市井手一二〇八番地二

三 廃止の届出を受理した年月日

令和五年十月二十四日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一二七〇

五 サービスの種類

訪問介護

〔五三五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山地方務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年十月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	岡山市北区東古松、西古松、大元駅前及び南区下中野地内
測量の種類	公共測量（基準点測量）
測量期間	令和五年十月二十三日から令和六年二月二十九日まで

〔五三六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年十月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	新見市哲多町蚊家 地内
測量の種類	公共測量（用地測量）
測量期間	令和五年十月十日から同年 十二月二十八日まで

〔五三七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年十月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市、倉敷市、玉野市及び笠岡市	測量区域
公共測量（航空レーザ測量）	測量の種類
令和五年十月十九日から令和六年二月二十九日まで	測量期間

〔五三八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年十月三十一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字西田二〇〇―七、二〇〇―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市西郡八八四―一ポム・ダムールK二〇一

甲野 郁也

甲野満利愛

三 許可年月日及び許可番号

令和五年九月十四日岡山県指令建指第一九八号

〔五三九〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和五年十月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達件名

岡山県警察ヘリコプターの12か月特別点検、整備及び修理

二 契約期間

令和五年十月十九日から令和六年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部警備部警備課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和五年十月十二日

五 落札者の名称及び住所

朝日航洋株式会社岡山営業所

岡山市北区下石井二丁目三番八号

六 落札金額

四八、二七九、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四、三八九、〇〇〇円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和五年八月二十二日